

基本施策1 地域包括ケアのしくみづくり（案）

●高齢者施策で推進してきた地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスや支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の考え方が、地域における制度横断的な包括的支援という仕組みとして高齢者の分野で発展してきました。中央区においては、身近な日常生活圏域ごとにおとしより相談センター（地域包括支援センター）を核とした総合相談支援の実施に加えて、地域の支援者や事業者による見守りネットワークや「通いの場」や「認知症カフェ」といった《支え手》《受け手》といった関係を超えた地域活動の場づくりを進めています。

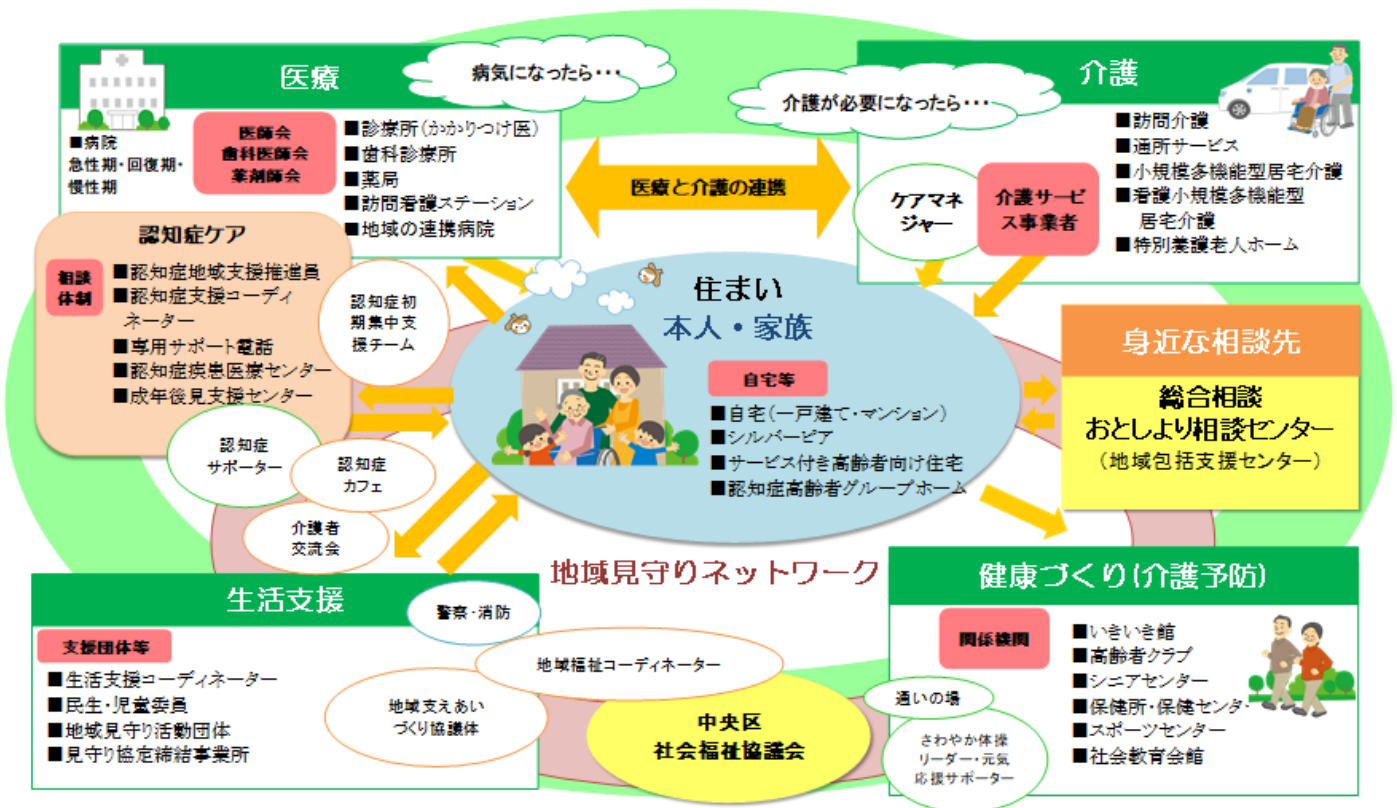
地域包括ケアシステムについて

- この植木鉢図は、高齢者の分野における地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：厚生労働省作成資料より抜粋

中央区の高齢者施策における地域包括ケアシステムのイメージ図



●地域包括ケアシステムの普遍化

一方で、近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化など社会構造の変化により、ひきこもり期間の長期化がもたらす「8050問題」¹、子育てと介護の「ダブルケア」、高齢の親と障害のある子が抱える困難など、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増えてきました。加えて、公的な支援の要件を満たさない制度の狭間や、社会的孤立といった課題も顕在化してきており、公的サービスだけでなく民間サービスやボランティア等によるサポートを適切に組み合わせて対応していく必要性に迫られています。

このような状況を踏まえ、本区においても、地域包括ケアシステムの対象を高齢者のみならず、子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことで、様々な生活課題を抱えた方々を地域全体で支える「地域共生社会」の実現につなげていきます。

¹ 8050問題：本人が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題のこと。

施策の方向性

すべての人を対象とする地域包括ケアシステムを構築していくため、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化していきます。同時に、その仕組みが有機的に機能するよう、包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、以下の5つの視点から施策を推進していきます。

- 施策の方向性 1-1 包括的相談支援体制の構築
- 1-2 健康づくりの推進
- 1-3 在宅療養支援の推進
- 1-4 生活支援サービスの充実
- 1-5 多様な住まい方の支援

施策の方向性 1-1 包括的相談支援体制の構築

現状と課題

近隣同士やマンション管理人、民生・児童委員等の地域の支援者が、日頃の生活や見守り活動の中から課題を抱えた人に気づいたときに、地域の支え合いだけでは解決が難しい場合には、公的機関や専門機関につなぎ、適切な支援やサービスを提供していくことが重要です。

今回、計画策定にあたり実施した「相談支援機関ヒアリング調査」および「地域活動者・団体グループインタビュー調査」では、対象や分野ごとに相談窓口・組織が分かれており、それを横につなぐ多機関連携、従事する職員のさらなるスキルアップや人員の拡充が不可欠であること、また、住民が身近なところで分野にかかわらず様々な福祉課題を気軽に相談できる場の整備、自ら支援を求めることが難しい人への対応等、現在の相談・支援体制の課題が明らかになりました。

一方、平成29（2017）年度から月島地域において社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターが中心となり、主に制度の狭間にある個別ニーズへの対応や、地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを進めることで、地域の支援者や関係機関へのつなぎ役や地域での課題解決を図るための体制づくりに一定の成果をあげています。

これまで、おとしより相談センターや基幹相談支援センターなど分野ごとの相談窓口を設置し、相談者が適切な支援を受けられるよう対応してきました。今後は、区民に身近な場所で課題を包括的に受け止め、地域では解決が難しい問題を公的機関や専門機関につなぎ、地域で見守りながら継続的に支援していく体制を構築していく必要があります。

また、多様で複雑な課題を抱える方や世帯に対しては、各相談支援機関や区の関係各課において相談を受けた職員が相談者本人及びその世帯の課題・ニーズを的確に把握し、その状況に応じて関係機関が積極的に調整・協働することで、チームによる個別支援により包括的に課題解決を図っていく多機関の協働による相談支援体制を構築していくことが求められます。これを実現し

ていくためには、個々の職員が幅広い分野・制度に関する知識を深め、アセスメント力²、調整能力といったソーシャルワーク³機能を高めていく必要があります。

目指す姿

- * 地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携して適切な支援につなぐ場が整っています。
- * 複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的に課題解決が図られています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場を整備します。あわせて、福祉圏域の今後のあり方についても検討を進めます。 ●既存の機能・組織の再編による拠点づくり	管理課ほか
2	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が全体調整を行い、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。 ●多機関協働の中核機能を担う組織の明確化 ●相談支援包括化推進員（仮称）の任命 ●相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催	生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 社会福祉協議会 ほか
3	包括的・継続的マネジメント支援の推進	関係機関や事業者等が参加する地域ケア会議等の個別ケース会議において事例検討等を積み重ね、事業者等のマネジメント力の向上を図るとともに、福祉・医療・司法等の経験豊富な専門職との連携によるバックアップ体制を推進していきます。 ●専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ○地域ケア会議の活用 ○介護支援専門員（ケアマネジャー）研修	生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 ほか

² **アセスメント力**：利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出す技術・能力

³ **ソーシャルワーク**：病気や障害などにより社会の中で生活する上で困っている人、社会的に疎外されている人等と関係を構築し、本人だけでなくその家族、友人、その他の関連機関や環境にも働きかけて、課題の背景や周囲にあるさまざまな課題にとともに取り組む援助・支援

4	ソーシャルワーク機能の向上	<p>相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートするために各相談支援機関や区の関係部署が相互に研修を実施するなど、分野横断的な知識やアセスメント、調整等の能力を身につけるための取組を実施します。</p> <p>●各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施</p> <p>◎体制整備のための区福祉職の計画的採用</p>	<p>生活支援課 障害者福祉課 子ども家庭支援センター 介護保険課 健康推進課 ほか</p>
5	アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実	<p>公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯に対し、アウトリーチによる支援を積極的に行います。</p> <p>●地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターの拡充</p> <p>○生活困窮者自立支援制度</p> <p>○認知症初期集中支援チームの活用</p>	<p>生活支援課 高齢者福祉課 介護保険課 社会福祉協議会 ほか</p>

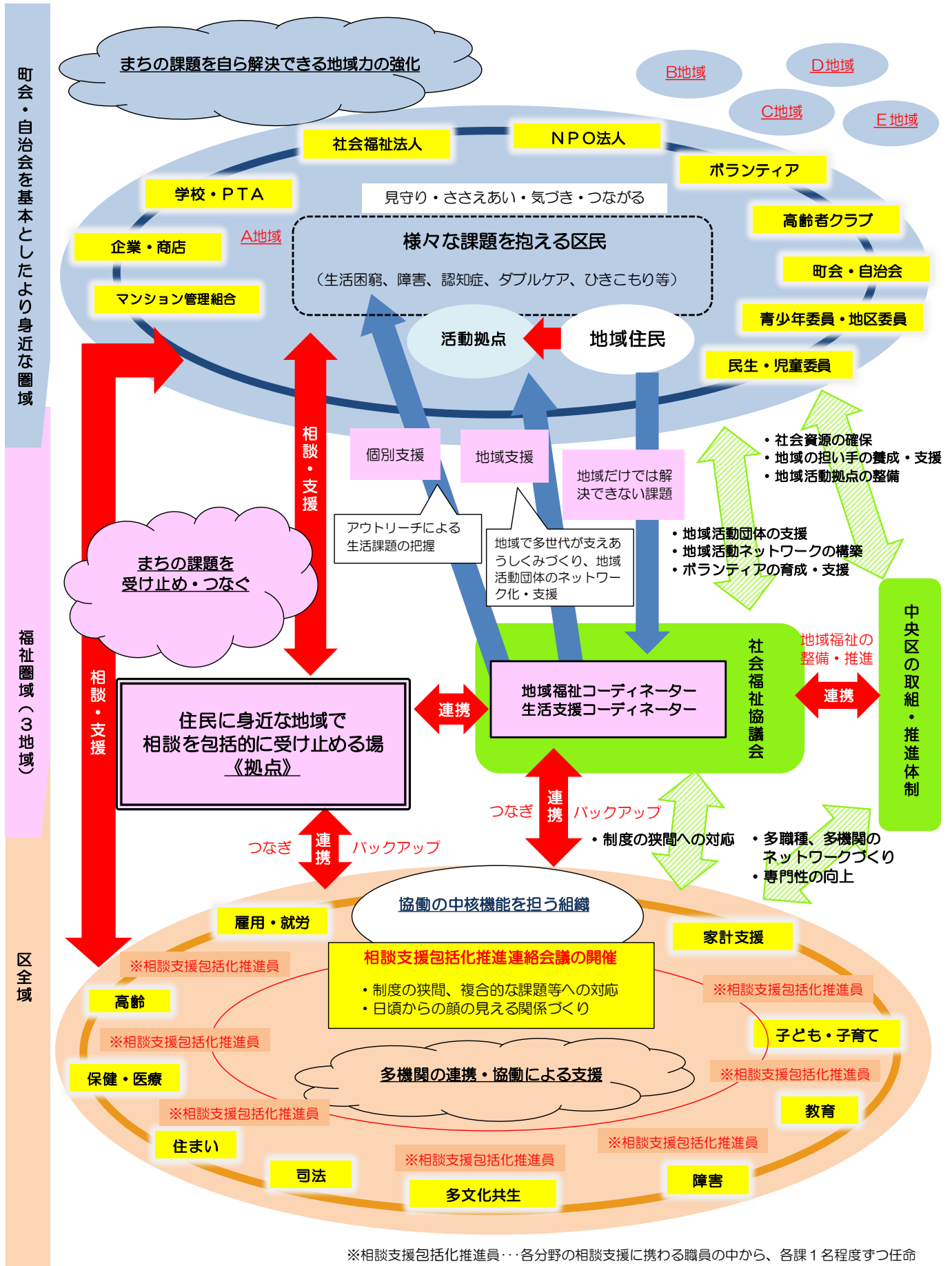
地域福祉コーディネーター（CSW：コミュニティソーシャルワーカー）

- 📖 地域の中で支援を必要とする人を把握し、その人の直面する課題に対して地域住民や関係機関・団体などとの協働により相談援助や専門機関につなぐなどして、その課題の解決をめざして支援する福祉の専門職のことで。
- 📖 地域住民や関係機関・団体などに働きかけて、地域の中で課題を解決するための体制づくりも行います。
- 📖 勝どきデイルームでは、高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止や地域交流のための食堂など、世代や障害種別等を越えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われています。どれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーターが広報の協力や各団体との連絡調整役を担っています。

生活支援コーディネーター

- 📖 主に高齢者に関わる、既存の地域資源に対するネットワークを強化するとともに、多様なニーズ、地域課題を迅速に把握し、介護予防・生活支援サービスにつなげていく役割を担っています。地域の特性を生かした資源開発や担い手の育成も行っています。
- 📖 生活支援コーディネーターと「地域支えあいづくり協議体」が中心となり、支援を必要とする高齢者を取り巻くさまざまな支援者（担い手）が互いに連携を深めながら地域力の強化を図っています。

中央区版「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制のイメージ図



施策の方向性 1-2 健康づくりの推進

現状と課題

地域包括ケアシステムでは、医療・介護が必要になる以前の「健康づくり」を充実させることが重要な課題です。高齢者人口の増加とともに要介護認定を受ける人が増えている一方、要介護者を支える介護職等の専門職人材が大きく不足し、既存の保健・福祉サービスだけでは支え切れない状況になる恐れがあります。あわせて、生活習慣に起因するがん、脳卒中、糖尿病等のいわゆる「生活習慣病」を患う人やストレスなどからこころの健康を害する人が増えています。全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因はがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めており、その発生予防と重症化予防への取組は区民の健康寿命の延伸を図る上で大切なことです。また、共働き世帯の増加、核家族化の進展による孤食の増加や家庭における食育の機会の減少、栄養バランスの偏り等食生活の乱れといったさまざまな問題も生じています。

区民一人一人が健康に対する意識を高め、子どもの頃から正しい生活習慣、食育の正しい知識、定期的な運動習慣を身に付け、健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

また、病気や障害があっても、自らの能力を最大限に生かし、生活の質（QOL）を高めていくことが大切です。そのためには、健康というものを単に身体的な問題と捉えるのではなく、自ら健康状態をしっかりと受け止め、一人一人が自分の価値観に基づいて、自分の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組む、満足感を得られるようにしていくことが重要です。

本区では、健康寿命の延伸及び主観的健康観の向上の実現に向けて、「中央区健康食育プラン2013」に基づき、食育の推進、生活習慣病の予防、がん対策の充実、こころの健康づくりおよび高齢者の健康づくりを基本目標に掲げて施策を推進しているところです。引き続き、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、より効果が見込まれる若年期からの継続的な健康づくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- * すべての人が健康の大切さを自覚するとともに生活習慣病について関心を持ち、正しい知識を習得して健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。
- * 区民一人一人が健全な食習慣に必要な知識を身に付け実践するとともに、口腔機能が全身に及ぼす影響を正しく理解して、自ら歯科健診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。
- * 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	生涯を通じた健康づくりの推進	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○データヘルス計画に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発及び未受診者への受診勧奨 ○中央区ウォーキングマップの活用	管理課 保険年金課 健康推進課 保健センター
2	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者の介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組のほか、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような場等のきっかけづくりや環境整備を推進しています。 ○通いの場支援事業 ◎介護予防プログラム(粋なまちトレーニング)の普及	高齢者福祉課 介護保険課
3	ライフステージに応じた食育の推進	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。中でも、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育所等と連携した取組を進めています。 ○食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動 ○共食推進運動 ○噛ミング30(サンマル)運動 ○食育講習会などの実施	健康推進課 保健センター 子育て支援課 学務課
4	歯と口腔の健康づくりの推進	生きることに欠かせない口腔機能の増進または維持向上の重要性を啓発し、ライフステージに合わせた各種歯科健康診査を通して歯周病の早期発見と予防指導を行っています。特に高齢期ではオーラルフレイル ⁴ 、窒息や誤えん性肺炎予防のため、口腔清掃や口腔機能等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援しています。 ○産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施及び受診勧奨 ○出前健康講座(歯と口の健康づくり)	管理課 健康推進課 保健センター

⁴ オーラルフレイル：舌舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品の増加、口の乾燥等ほんの些細な症状から始まる口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む衰えのこと

5	こころの健康づくりの推進	令和元(2019)年7月に策定した「中央区自殺対策計画」に基づき、中央区に関わるあらゆる人々の生きづらさを軽減していくため、関係機関や地域との連携を強化し、「生きることの包括的支援」としての取組を推進します。 ○精神保健相談 ○ゲートキーパー養成講座の実施	健康推進課
---	--------------	--	-------

施策の方向性 1-3 在宅療養支援の推進

現状と課題

医療の発達、高齢化の進展を背景に、東京都の「地域医療構想」に基づき病床の機能分化・連携が推進されることにより、自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方の増加が見込まれており、在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えられる環境を一層整備していく必要があります。地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や緊急時・災害時の対応において、必要とする医療・介護・福祉サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

また、要介護高齢者に加え、難病患者や医療的ケア児⁵などを含めた区内の在宅医療・介護ニーズとそれに対応する資源の把握に努め、サービスの確保策を一層強化していく必要があります。同時に、在宅療養は、本人や家族の精神的・経済的負担も大きく、地域で安心して生活できるような支援が重要です。

中でも、本区の要支援・要介護認定者の約63%は、生活に何らかの支障がある認知症高齢者⁶です。今後、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者もますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題となっています。

一方で、医療技術の進歩を背景として増加している医療的ケア児については、定期的な実態調査により実数・ニーズの把握に努めているところですが、出生や転出入、障害状況の変化などを踏まえた情報の更新が課題となっています。子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、保健・医療・福祉・学校等の関係機関が把握した情報を迅速にコーディネーターに集約し、適切な支援につなげる仕組みを整えることが必要です。

⁵ **医療的ケア児**：病院以外の場所で、家族等によるたんの吸引や経管栄養などの生きていく上で必要な医療的援助（ケア）が日常的に必要な子ども

⁶ **生活に何らかの支障がある認知症高齢者**：介護保険制度の要介護認定調査における高齢者の認知症や障害の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表す基準である「日常生活自立度」がⅡ以上の高齢者

目指す姿

- * 在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供され、在宅療養者が身近な地域で適切な相談や支援、サービスが受けられる環境が整っています。
- * 認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	在宅医療・介護連携の推進	医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供されるよう医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。 ○在宅医療・介護の連携支援窓口の運営 ○医療と介護の関係者の交流の場の提供	管理課 介護保険課 健康推進課
2	在宅療養生活を支えるサービスの充実	在宅療養者とその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や医療対応の緊急ショートステイを確保し、切れ目のない支援体制を整備していきます。また、医療ニーズに対応する介護保険サービスの整備を進め、利用を促進していきます。 ○医療ニーズの高い要介護高齢者向け緊急ショートステイ ○在宅療養支援病床の確保	管理課 介護保険課
3	認知症施策の推進	認知症地域支援推進員が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者に関する相談体制の強化及び早期発見・早期診断などの支援を行うとともに、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めます。 ○認知症初期集中支援チームの運営 ○認知症サポーターの養成 ○認知症ケアパス（『備えて安心！認知症』）の普及・活用	介護保険課

4	医療的ケア児者の支援	<p>自立支援協議会の「医療的ケア児等支援連携部会」において、関係機関の連携のもと、定期的に実態やニーズの把握を行い、医療的ケア児者が適切な支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児等支援連携部会の設置 ○医療的ケア児コーディネーターの配置 ○居宅訪問型保育事業、放課後等デイサービス事業 ○生活介護事業、在宅レスパイト事業 	<p>障害者福祉課 福祉センター 子ども発達支援センター 子育て支援課 健康推進課 教育委員会</p>
5	難病・がん患者の支援	<p>国及び東京都が指定する難病に該当する方に対して、難病患者福祉手当の支給や医療費等の一部助成を行うほか、保健所等における相談など、難病の方への支援を行っています。</p> <p>また、がん患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛を和らげるための取組や、安心して在宅療養できる仕組みについて検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅難病患者療養相談 ○難病医療費助成制度、難病患者福祉手当 	<p>健康推進課 保健センター 障害者福祉課 社会福祉協議会</p>
6	在宅療養の普及・啓発	<p>区民一人一人が、在宅療養が必要となったときに医療や介護サービスを適切に選択できるように、また、人生の最終段階に自分がどう過ごしたいかを考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく取組（ACP⁷）が広がるように、在宅療養の普及啓発に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養支援シンポジウムの開催 	<p>介護保険課</p>

施策の方向性 1－4 生活支援サービスの充実

現状と課題

本区では、単身世帯やマンション居住者の割合が高いことに加え、後期高齢者や障害者、ひとり親家庭をはじめとした支援を必要とする人が今後も増加することが見込まれます。

地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの生活支援ニーズが高まる中、求められるサービスが多様化するとともに、担い手となる専門職などがさらに不足することが予想されます。サービスの担い手と様々なニーズの均衡を図り、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、公的福祉サービスのほか掃除、洗濯、買物などの家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる環境が必要不可欠です。

そのため、専門職だけでなく、住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画や、元気な高齢

⁷ACP(アドバンス・ケア・プランニング)：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のこと

者や子育てがひと段落して時間に余裕ができた人などをはじめ、これまで地域活動等に関わりがなかった人が自らの意思で地域の見守り活動に参加し、生活支援サービスの担い手になるなど、世代を超えてともに支え合っていくことが重要です。

平成29(2017)年度から社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターを配置し、月島地域において地域の福祉課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを行っています。特に生活支援コーディネーターは、高齢者の介護予防を目的とした社会資源の創出や新たな生活支援サービスの開発のほか、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりおよび地域支えあいづくり協議体の運営等による支え合いの体制づくりを進めています。

このような地域包括ケアシステムに欠かせない生活支援サービス等を創出していく取組については、高齢者のみならず障害者、子育て世帯等の様々なニーズに応えていける全世代型の取組として区内全地域で展開していく必要があります。

目指す姿

- * すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスが利用できる環境が整っています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	生活支援コーディネーター ⁸ による生活支援体制の整備	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと地域支えあいづくり協議体の運営等による協働の体制づくりを進めていきます。 ◎生活支援コーディネーターの拡充 ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ◎地域支えあいづくり協議体の拡充	高齢者福祉課 社会福祉協議会
2	地域福祉コーディネーター(CSW) ⁹ による地域活動の支援	地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源(情報・人・場所)の開発や地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを進めています。 ◎地域福祉コーディネーターの拡充 ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備 ○みんなの食堂などの地域活動の支援	管理課 社会福祉協議会

⁸ 生活支援コーディネーター：5頁コラム参照

⁹ 地域福祉コーディネーター(CSW)：5頁コラム参照

3	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	区内の社会福祉法人の地域公益活動として、「福祉体験合宿」や「ボッチャ体験&福祉相談会」等が開催されています。区内に法人本部または事業所のある16法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会と連携して、地域に不足するサロンや生活支援サービス等の創出につなげていきます。 ◎地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携	社会福祉協議会
4	地域ケア会議の活用	地域住民や医療・福祉・介護関係者などが参加する地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域課題の把握をしていきます。 ○地域ケア会議の開催	介護保険課

施策の方向性 1-5 多様な住まい方の支援

現状と課題

住まいは地域包括ケアシステムの重要な基盤となりますが、特に、高齢者、障害者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者は、民間市場において住宅を確保することが困難な場合が多くあります。

本区の高齢者を対象とした実態調査によると、介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多数を占める一方で、高齢者向け住宅や特別養護老人ホームなどの介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。また、障害者の高齢化に伴う障害の重度化や、介護者の高齢化、親亡き後の問題への対応も求められています。

このたび改定した「中央区住宅マスタープラン¹⁰」では、高齢者等に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都市居住環境の整備を推進しています。これまでも、シルバーピアなどの区民住宅の維持管理により住宅に困窮している高齢者等の住まいの確保に努めるとともに、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅等整備の促進や、身体機能や個々の生活に適した住宅の改修、住み替え支援等を行ってきました。

今後も、誰もが安心して住み続けられるまちの実現に向けて、単身世帯の割合やマンション居住者の割合が高いといった本区の特徴を踏まえ、まちづくり、防災・防犯、環境、コミュニティなど地域生活に関わる各施策を相互に連携して展開していく必要があります。

また、在宅生活が困難となった独居の認知症高齢者や高齢化した障害者などのセーフティネットとして認知症グループホームのほか、知的障害者、精神障害者等の障害特性を考慮した新たなグループホームの確保に向けて、開設準備経費や施設借上費などの助成制度を通じて民間事業者による運営を支援していくなど、中長期的な視点に立って整備を推進していく必要があります。

¹⁰中央区住宅マスタープラン：本区の住宅政策の方向性を示す計画で、「子どもや高齢者など、多様な世代のふれあいが生まれる住環境づくり」を目指しています。

目指す姿

- * 高齢者や障害者、子育て世帯の特性を踏まえた安全・安心な住まいと住環境の整備を促進し、住み慣れた地域で住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定が確保されています。
- * 在宅生活が困難となった認知症高齢者等の住まいのセーフティネットとして、グループホーム等が整備されています。

主な取組・事業

	取組・事業	内容 (関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要)	所管
1	高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	民間事業者による高齢者や子育て期の特性を踏まえた住宅の供給や適正な水準の住宅供給が図られるよう、助成や認定制度の普及等を通じ、整備の誘導を促進していきます。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ○東京都子育て支援住宅認定制度の普及	住宅課
2	区立住宅の管理の適正化	既存の区民住宅の長寿命化に向けた計画的な改修や修繕等を行うとともに、管理の適正化等を図り、自ら住宅の確保が困難な世帯に対する住まいとして公平・適切に供給しています。 ○区民住宅の管理	住宅課
3	配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行っています。 ○住宅改修費の支給 ○住宅設備改善給付 ○緊急通報システム等専用機器の設置による支援	障害者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
4	住み替え支援	住み替え相談の実施や住み替えを支援する制度の利用費助成を行っています。また、高齢者や障害者等の入居を拒まない賃貸住宅としての登録について民間事業者に促しています。 ○住み替え相談 ○あんしん居住制度利用助成 ○家賃債務保証制度利用助成 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進	住宅課 高齢者福祉課

5	生活困窮者の住まいの確保支援	<p>離職により住居を失うまたは、失う恐れのある相談者に対して、再就職するまでの就労支援および一定期間の家賃相当額の支給、住居を持たない方へ宿泊場所や衣食の提供を行っています。</p> <p>○住居確保給付金 ○一時生活支援事業</p>	生活支援課
6	グループホーム等の整備	<p>今後需要の増加が見込まれる、在宅生活が困難になった認知症高齢者や知的障害者等のグループホームの整備を進めます。</p> <p>◎認知症高齢者グループホームの整備 ●障害特性に配慮したグループホームの整備</p>	障害者福祉課 高齢者福祉課